



上ノ国町 いのち支える上ノ国プラン

概 要 版

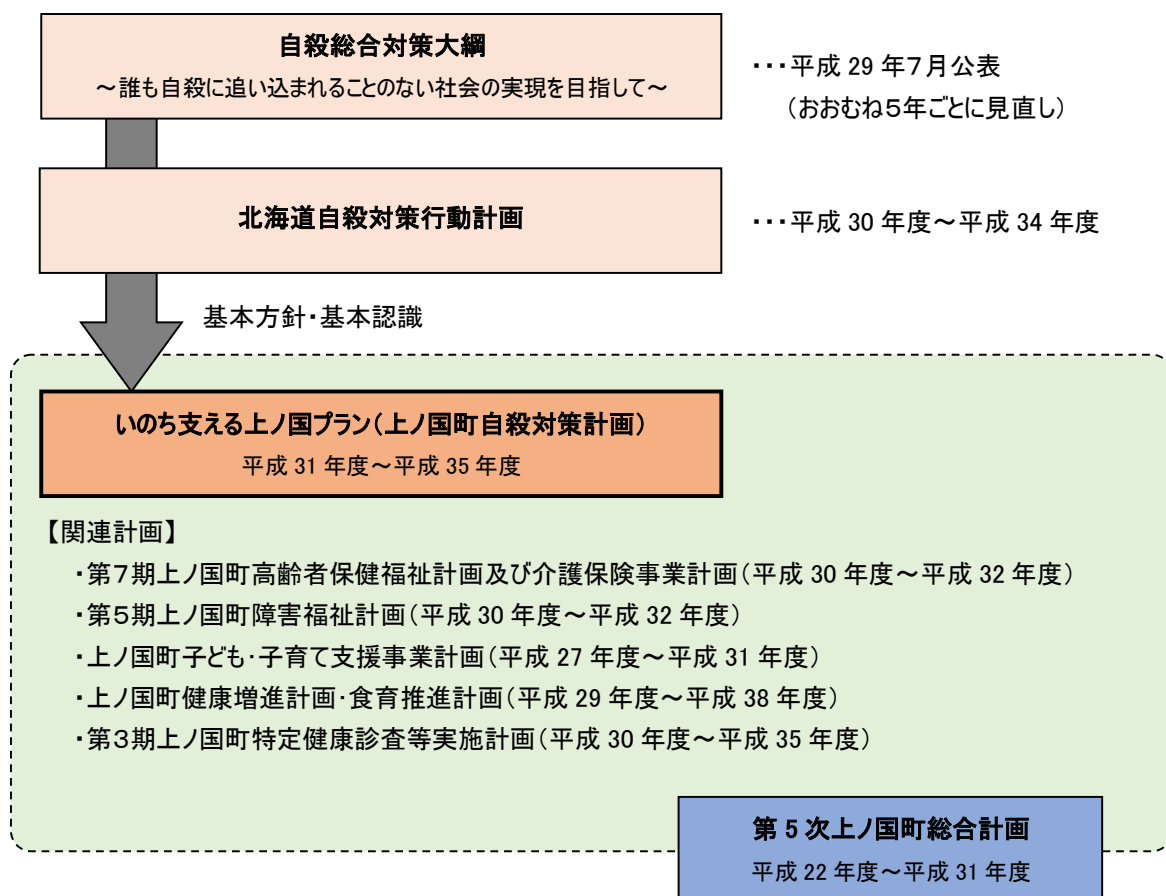
平成31年3月

1 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定します。

また、「北海道自殺対策行動計画」や本町の「第5次総合計画」や「各福祉関連計画」等との整合を図ります。



2 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

2 計画の数値目標

自殺対策基本法において示されているとおり、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けて、対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めます。

評価指標	現 況	目標（平成35年度）
自殺者数の減少	平成24年～平成28年の平均 1.4人	0人
自殺死亡率（10万人対）の減少	平成24年～平成28年の平均 25.2	0
北海道いのちの電話についての認知度	40.3%	70.0%以上
自殺予防週間/強化対策強化月間についての認知度	18.1%	50.0%以上
ゲートキーパーについての認知度	8.3%	50.0%以上
小中学校において、児童生徒等のSOSの出し方に関する授業の実施回数	未実施	年1回以上
「本気で自殺したい」と考えたときに誰かに「相談した」割合	15.1%	50.0%以上

3 統計データとアンケート結果からみる現状

1 統計データの分析

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」及び自殺総合対策推進センターの統計データに基づき、分析を行いました。

2 アンケート調査

上ノ国町において、生きることの包括的な支援の体制づくりを目指した「上ノ国町自殺対策計画（いのち支える上ノ国プラン）」を策定するにあたり、住民の皆さんの生活の状況や、地域の課題に対する考えなどを把握し基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査票数／対象	2,000票／上ノ国町にお住まいの40歳以上の方から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年10月
回収状況	846票
回収率	42.3%

3 現状分析のポイント

統計データ及びアンケートの分析結果から見てきた上ノ国町の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の8つのポイントです。

- (1) 町内における年間自殺者数は平均約2人
- (2) 自殺死亡率（10万人あたりの自殺者数）は北海道の平均よりも高い
- (3) 若年者や高齢者の自殺死亡率が高い
- (4) 自殺者の3人に2人が無職者
- (5) 自殺者の約9割に同居人がいた
- (6) 住民の10人に1人が「本気で自殺したいと考えたことがある」
- (7) 住民の約8割が「ゲートキーパーのことを知らない」
- (8) 住民の約5割が「自殺は自分自身に関わる問題」と感じていない

4 自殺対策の5つの基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、町では次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進

自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進します。

2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組の推進

さまざまな悩みを抱えた人がたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながることができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めていきます。

3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるために、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」という、3つのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進します。

4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開したり、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進します。

5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働した取組の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い上ノ国町」を実現するために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

5 自殺対策7本柱

町の自殺実態やアンケート調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない上ノ国町」の実現を目指して、自殺対策7本柱を展開していきます。

1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

施策・事業名	内容	関係課
町内会との連携強化	町内会は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る、地域のつながりの基盤です。 <u>各町内会で自殺対策に関する取組について働きかける</u> ことを足がかりに、自殺対策における町内会との具体的な <u>連携の方法を検討</u> していきます。	住民課 保健福祉課
相談機関ネットワークの充実	自殺の危機に直面している人は、健康問題だけではなく、経済問題、労働問題、家庭問題など様々な問題を同時に抱えていることが多いことから、 <u>弁護士、司法書士、保健師、産業医などの相談体制の連携</u> を図ります。	保健福祉課
庁内におけるネットワークの強化	<u>庁内の関係課と分野横断的に連携</u> し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。	保健福祉課
総合的な相談体制の強化	悩みや不安を抱えている人が気軽に相談できるよう <u>庁内関係者への自殺対策に係る知識の習得を図り</u> 、悩みを抱えた人が相談しやすい環境を整備します。	総務課 保健福祉課

2 自殺対策を支える人材の育成

施策・事業名	内容	関係課
人材育成のための研修の充実	自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る <u>ゲートキーパーの役割を担う人材等を養成</u> します。	保健福祉課

3 住民の皆さんへのお知らせと知識の共有

施策・事業名	内容	関係課
自殺対策の啓発	<u>広報かみのくにや町内会などをつうじて自殺対策に関する広報を実施します。</u> また、自殺予防週間を中心として、<u>自殺対策に関する相談機関や用語などの紹介</u>を通じて、自殺問題に対する正しい知識の醸成を図ります。	保健福祉課

4 生きることの促進要因への支援

施策・事業名	内容	関係課
孤立しないための居場所づくり	孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした <u>孤立を防ぐための居場所づくり</u> に努めます。	保健福祉課
相談支援体制の充実	生きることが困難な問題や悩みを抱えている人や、深い悲しみにおおわれている人（<u>生活困窮者/自殺未遂者/自死遺族等</u>）への<u>相談支援体制の充実</u>を図るとともに、<u>こころのケア</u>に努めます。	保健福祉課

5 若年層への支援の強化

施策・事業名	内容	関係課
S O S の出し方に関する教育の推進	小中学校において、体験活動等を活用して、<u>自己肯定感の向上に係る道徳教育、こころの健康の保持に係る教育等の充実</u>を図ります。 また、児童生徒等が、<u>困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等におけるS O S の出し方に関する教育を推進</u>します。	教育委員会 保健福祉課
関係者間の連携の推進	町内会、民生委員・児童委員、小中学校PTA、老人クラブなど <u>多様な主体による地域での児童生徒等への見守り・声かけ</u> を推進します。	住民課 教育委員会 保健福祉課
ライフステージの変化によるこころのケア事業の推進	進路の不安、就職の不安、経済状況の不安定などの <u>ライフステージの変化による様々な悩みを抱えがちな若年層に、各種相談の実施を通して、その人に寄り添う支援を推進</u> します。	住民課 教育委員会 保健福祉課
育児世代へのこころのケア事業の推進	<u>育児世代へのメンタルヘルス支援（産婦・新生児訪問、乳幼児健診等）において、産後うつなどのこころのケア、保護者同士の育児状況の共有や、保健師等による各種相談、相談窓口の紹介等を推進</u> します。	保健福祉課

6 高齢者への支援の強化

施策・事業名	内容	関係課
高齢者の健康相談の充実	<u>うつ病を含めて、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題</u> について、かかりつけ医や看護師、保健師、民生委員、健康推進員等の連携強化を図ります。	保健福祉課
高齢者の閉じこもり防止	高齢者の居場所づくり活動の参加者や老人クラブなど高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員・健康推進員から、 <u>家に閉じこもりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把握に努め、それらにあった居場所活動等の支援策を推進</u> します。	住民課 保健福祉課
サロン等的高齢者の居場所支援	家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、 <u>趣味の活動や仲間づくりの場を提供するサロン等を支援</u> します。	保健福祉課

7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

施策・事業名	内容	関係課
ひきこもり状態にある人への支援	本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、 <u>家族支援、家庭訪問（アウトリーチ）等による継続的な個別支援を推進</u> します。	保健福祉課
就労支援策の強化	<u>ひきこもり状態にある人が就労の道を選べるような支援策を検討</u> します。	住民課 保健福祉課

